

阿南第一中学校区エリア（宝田・長生地区）
認定こども園整備・運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

阿南市（以下「本市」という。）では、施設の老朽化や将来的な教育・保育ニーズ量の推計に対応し、多様化する教育・保育ニーズに応えるため、サービス提供体制の充実を図ることを目的として「阿南市教育・保育施設整備実施計画」を踏まえ、新たな認定こども園の設置・運営を行う事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 施設形態：認定こども園（幼保連携型又は保育所型）

(2) 定 員：１００人程度

（０歳児≦１歳児≦２歳児≦３歳児≦４歳児≦５歳児）

※ 状況により定員の調整を行っていただく場合があります。

(3) 建設地：阿南市宝田町内又は長生町内（若しくはその両方）

3 整備方法及び開園の時期

(1) 公募により選定された事業者が自ら用地を確保して建設すること。

(2) 施設整備及びその他施設の設置に要する経費等は、事業者が負担するものとする。

(3) 令和１０年度末までに認定こども園として開園に必要な施設の建設を完了すること。

(4) 開園時期は令和１１年４月１日とします。

(5) 開園時から、本募集により新たに整備した施設において運営すること。

4 保護者及び近隣住民の方への対応

公募により選定された事業者は、近隣住民の方に事業者自らが説明を行い、誠実に対応し、理解を得ること。また、事業者は、本市が実施する開園前の保護者説明会等に参加し、必要な事項について説明を行い、開園後も近隣の方と良好な関係を構築するよう努めること。

5 応募の資格及び応募要件

次に掲げる要件のすべてを満たす事業者。

(1) 現在、徳島県内において（定員８０人から１００人程度の規模）認可保育所、幼稚園又は認定こども園を運営している学校法人又は社会福祉法人であること。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置、運営を行う事業者として応募する場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１７条第２項各号に定める事項に該当しないこと。

(3) 保育所型認定こども園の設置、運営を行う事業者として応募する場合は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第５項第４号又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第５項第４号に掲げるいずれにも該当しないこと。

(4) 提案する施設予定地は、阿南市宝田町内又は長生町内（若しくはその両方）に所在すること。

(5) 認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

- (6) 事業者が、現在、運営している施設について、直近3年間、所管庁の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (7) 事業者（法人）及び理事長（予定者を含む）が、国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 事業者が民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (9) 阿南市暴力団排除条例（平成24年阿南市条例第7号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（業務を執行する役員等が暴力団員等と密接な関係を有する法人を含む。）でないこと。

6 用地等に関する条件

- (1) 次の①、②のいずれかの方法により事業者が建設用地を使用する権限を有している又は取得することが確実に見込まれること。
 - ① 事業者が所有している、又は確実に取得することが見込まれること。
 - ② 事業者が地上権や賃借権を有している、又は確実に取得することが見込まれること。ただし、認定こども園の完成までに次のア～ウを全て満たす場合に限る。
 - ア 当該地上権又は賃借権の登記を備えること。
 - イ 借地権の存続期間が30年以上であること。
 - ウ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること。
- (2) 本市が所有する土地の活用を希望する場合は、あらかじめ当該土地を所管する課と協議すること。活用の可否及び条件は、個別の協議により決定するものとし、必ずしも希望に沿えるとは限らない。なお、協議の結果を申請期間内に示せない場合があるため、本市が所有する土地を活用できない場合の用地確保の方法も、あわせて企画提案書に記載すること。
- (3) 事業者の使用権限に優先する抵当権等が付されている場合には、新設する認定こども園の完成までの間に当該抵当権者の抹消が確実であること。
- (4) 建設用地として認められる区域であること。都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、その他土地に係る法的規制などについて、関係部局等に事業計画を示した上で事前に相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。
- (5) 雨水排水・汚水排水については、必要に応じ放流先の管理者に協議するなどし、適切に処理できることをあらかじめ確認すること。
- (6) 大雨時での、認定こども園周辺の道路の冠水状況などについて十分確認しておくこと。
- (7) 通園時等において、自動車での送迎が安全に行える十分な幅員の進入路が確保できること。
- (8) 建設計画が近隣住民等に理解されるよう自治会等に説明を行うとともに、近隣住民等への十分な説明を行い、理解を得ること。

7 施設整備・運営に関する条件

- (1) 施設整備・運営全般
 - ① 認定こども園の整備・運営にあたっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律施行条例（平成 18 年徳島県条例第 83 号）、阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和 8 年阿南市条例第 23 号）その他関係法令等を遵守し、認定こども園として認可を受けること。

- ② 事業者自らが所有する建物であること。
- ③ 建物は事業者が整備するものとし、令和 11 年 4 月 1 日に開園すること。
- ④ 事業者自らが認定こども園を運営すること。
- ⑤ 屋外遊戯場を、同一敷地内に整備すること。
- ⑥ 施設整備に係る事業者選定については、本市が行う契約手続きの取扱いに準拠して行うこととし、本市に指名登録している建設業者の中から入札で施工業者を選ぶこと。
- ⑦ 保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- ⑧ 苦情解決の仕組みを整備すること。
- ⑨ 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- ⑩ 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。
- ⑪ 本市内の保育所・認定こども園等と連携・交流を行い、お互いの教育・保育の質の向上を図り、公立保育所等が運営する研修会等に参加すること。
- ⑫ 地域の小学校と連携・交流を行い、小学校教育との円滑な接続を図ること。
- ⑬ 保護者の要望がある場合には、保護者と本市（こども保育課）と事業者の三者による話し合いの場を設けること。
- ⑭ 地震、風水害等の災害が発生又は発生のおそれがあり、児童、妊産婦等の要配慮者が避難を余儀なくされたとき、緊急対応として日常業務に著しい支障が生じない範囲で、施設を避難所として開放すること。
- ⑮ 本市が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。
- ⑯ 本市の教育・保育行政をよく理解し、認定こども園の運営に当たっては、本市の施策に積極的に協力すること。

(2) 職員配置

- ① 教育・保育にあたる職員は、幼稚園教諭免許又は、保育士証を有する者であること。
- ② 幼保連携型認定こども園の場合は、園長は専任とし、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、「教育職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5 年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であること。
- ③ 保育所型認定こども園の場合は、園長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかの要件を満たしている者であること。
 - ア 児童福祉事業に 2 年以上従事した者
 - イ 保育士の資格を有し、1 年以上実務経験がある者
 - ウ 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に 2 年以上従事した者（国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）
 - エ アからウまでに準ずる者であって、市長が適当と認定した者（国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）
- ④ 主任保育士は、7 年以上の保育実務経験を有する正規職員とし、認定こども園の専任職員

とすること（幼稚園での経験年数の算入可）。

- ⑤ 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）等、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 保育士（保育教諭）の 4 分の 1 以上は、3 年以上の保育実務経験を有する者を配置すること（幼稚園での経験年数の算入可）。
- ⑦ 公立保育所で行われている人権に配慮した保育を継承するため、家庭支援推進保育士を配置すること。
- ⑧ 医療的ケア児を受け入れる場合は、看護師等の配置に努めること。
- ⑨ 保育士（保育教諭）の年齢構成や経験年数及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- ⑩ 管理栄養士又は栄養士を 1 人及び調理員を 2 人以上配置すること。
- ⑪ 職員採用に当たっては、できる限り地元雇用に努めること。

(3) 教育・保育事業

- ① 教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）等、関係法令に基づき、教育・保育課程、指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。
- ② 現在の公立保育所等で実施している行事、保育サービス等をできる限り継承すること。
- ③ 開園日は月曜日から土曜日までとし、開園時間は午前 7 時から午後 7 時までを標準とする。ただし、本市と協議の上、開園時間を調整することができる。この場合において、開園時刻を繰り下げるときは、閉園時刻も同じ時間繰り下げ、1 日の開園時間（12 時間）を確保すること。

なお、保育標準時間は 11 時間とし、教育時間は 4 時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。

- ④ 保育所部分の休園日は、12 月 29 日から 1 月 3 日までと日曜日及び祝日とすること。
- ⑤ インクルーシブ教育・保育を推進し、障がい児保育、医療的ケア児の受け入れを積極的に行うこと。
- ⑥ 地域に開かれた認定こども園として、こども誰でも通園制度を取り入れること。
- ⑦ 入園児童への健康診断、歯科検診等を実施するとともに、嘱託医や嘱託歯科医など、医療機関との連携を図ること。
- ⑧ 保護者との交流を図り、その意見を認定こども園の運営に反映させること。
- ⑨ 入園児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
- ⑩ 教育・保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うこと。
- ⑪ 本市の子育て支援施策を理解し積極的に子育て支援事業を実施すること。

(4) 引き継ぎ保育について

- ① 保育の引き継ぎに際しては、児童・保護者と事業者の保育士（保育教諭）等との関係づくりに十分配慮し、できるだけ円滑に実施すること。
- ② 保育の引き継ぎに係る人件費は、事業者が派遣する保育士（保育教諭）等については事業者が負担すること。

- ③ 本市で雇用している会計年度任用職員について、認定こども園での勤務を希望する職員がいる場合は、積極的に受け入れること。
- ④ 園長になる予定者については、行事への参加や施設運営、地域交流などにより、施設の状況把握に努めること。
- ⑤ 保育士（保育教諭）予定者については、行事を中心とした教育・保育への参加、クラス運営の様子を観察するなど、令和11年度に担任する園児の把握に努めること。

(5) 給食・調理について

- ① 給食は、自園調理方式とし、管理栄養士又は栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ② 離乳食など乳幼児に提供する給食については、一人ひとりの月齢及び発達状況に合わせ段階的に提供すること。
- ③ アレルギー対応食については、生活管理指導表等を活用して保護者と協議の上、個々の状況に応じた提供をすること。なお、誤食は生命や健康に危害を及ぼす場合もあるので、厳格な管理体制で提供すること。
- ④ 給食で使用する食材については、基本的に国産食材で、生の野菜や果物等新鮮で良質な材料を選ぶこと。なお、極力阿南市産を活用すること。
- ⑤ 第5次食育推進基本計画（令和8年7月14日健生健発0714第2号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）に基づく食育を推進すること。
- ⑥ 災害時の発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時等連絡・協力体制等を構築しておくよう努めること。
- ⑦ 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。

(6) 運営費及び利用者の費用負担

- ① 運営に要する費用は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、支給認定を行った市町村から施設型給付費等として支払われる。また、利用者負担額は、支給認定を行った市町村が定める額とする。
※本市では、現在、本市が支給認定を行った子どもの利用者負担額（保育料）の無償化を実施している。
- ② 利用者負担額以外の保護者負担（実費徴収や教育・保育の質の向上のための費用）や新たなサービスに伴う経費については、保護者と本市（こども保育課）と事業者の三者による話し合いで保護者の理解を得ること。
- ③ 制服や物品などについては、現時点において児童が使用中の物もあることから、保護者への二重の負担とならないように配慮すること。

(7) 施設の実施設計、建設について

- ① 建設予定地の取得又は賃借に要する経費は、事業者の負担とする。ただし、6(2)により本市が所有する土地を活用する場合の条件は、個別の協議により定める。また、認定こども園の施設整備及びその他施設の設置に要する経費等は、事業者が負担するものとする。
- ② 建設費等については、就学前教育・保育施設整備交付金が受けられる場合、当該交付要綱

に基づき本市の負担分も含め補助するものとする。

- ③ 当該補助金は、「阿南市教育・保育施設等整備費補助金交付要綱」（令和４年阿南市要綱第 69 号）に基づき、本市の予算の範囲内において交付する。
- ④ 事業着手（施工業者等との契約の締結を含む。）は、国の交付金の内示後とする。
- ⑤ 設計図書は、本募集要項に定める基準によるほか、建築基準法等の関係法令を遵守して作成すること。
- ⑥ 保護者が利用できる送迎用駐車場・駐輪スペースは、必要な規模を予定地内に設けること。また、車両の円滑な進行と交通渋滞など近隣への迷惑の軽減を促すための対策を講じ、安全確保に努めること。
- ⑦ 入札等において不正行為が発覚した場合は、阿南市教育・保育施設等整備費補助金交付要綱第 12 条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあるほか、事業実施者としての選定を取り消すことがある。
- ⑧ 認定こども園の建設にあたっては、事業者において事業認可、建築確認等必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、事業者が負担すること。
- ⑨ 施設の建設工事及び備品購入等に際し、阿南市内業者を積極的に採用するなど、地域経済の活性化に寄与するよう努めること。
- ⑩ 施設整備にあたっては、本市や関係各機関の指示に従い、近隣の住民に説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応すること。
- ⑪ 施工時においては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意する等、近隣・地域への影響に配慮すること。

8 応募の手続

(1) 募集要項の配布

- ① 期間 令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）から令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）まで（土、日、祝日を除く）
- ② 時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- ③ 場所 阿南市保健福祉部福祉事務所こども未来局こども保育課（阿南市役所 1 階）

※募集要項は、阿南市ホームページからダウンロードできます。

阿南市ホームページ : <https://www.city.anan.tokushima.jp>

(2) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受付します。

- ① 受付期間 令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）から令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）まで
- ② 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書（様式 7）により行うものとし、阿南市保健福祉部福祉事務所こども未来局こども保育課まで持参又は F A X ・電子メールのいずれかの方法で提出すること。
※電話、来訪等口頭による質問は受付いたしませんので御了承ください。
- ③ 質問内容 本業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、直接関係のない質問については受付いたしません。

- ④ 回答方法 令和8年10月30日（金）までに、阿南市ホームページに回答を掲載します。

(3) 提出書類

- ① 阿南第一中学校区エリア（宝田・長生地区）認定こども園整備・運営事業者申込書兼誓約書（様式1）
- ② 事業者の概要及び役員構成等（様式2）
- ③ 事業者（法人）の代表者の履歴書
- ④ 事業者の登記簿の謄本（申請日前3箇月以内に取得したもの）
- ⑤ 事業者の定款の写し、寄附行為、規約またはこれらに準ずる書類
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないことを証する書面（公募の開始日以降に交付された直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
- ⑦ 事業者（法人）の決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等：過去2年分）
- ⑧ 事業者（法人）の予算書類（令和8年度分）
- ⑨ 法人監査・施設監査の結果通知の写し（過去3年分）
- ⑩ 当該申込みを議決した役員会等の会議録の写し
- ⑪ 現在運営している教育・保育施設の諸規定（管理規定、就業規則、給与規程、経理規程等）
- ⑫ 現在運営している教育・保育施設の概要が分かるもの（要覧、パンフレット、保育計画、利用料金表等）
- ⑬ 施設整備計画書（様式3）
- ⑭ 資金計画書（様式4）
- ⑮ 企画提案書（様式5）任意様式
- ⑯ 職員配置計画（様式6）

(4) 申請受付

- ① 期 間 令和8年11月2日（月）から令和8年11月13日（金）まで（土、日、祝日を除く）
- ② 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 提 出 先 阿南市保健福祉部福祉事務所こども未来局こども保育課（阿南市役所1階）
- ④ 提出方法 郵送又は持参（FAX、電子メール等による提出は不可）
郵送の場合は、申請期間内必着
- ⑤ 提出部数 (3)①～⑫は、各1部 (3)⑬～⑯は、正本1部、副本9部（複写可）

【提出にあたっての留意点】

ア 提出書類は原則としてA4縦型で綴じ込みし、書類番号をインデックスで表示してください。

イ 申請に関し必要な経費は申請者の負担となります。

ウ 本市が提示した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

エ 提出書類の差し替え及び再提出は、申請受付期間内に限り認めます。この場合は、事前

に事務局へ連絡の上、差し替える書類を所定の部数すべて提出してください。申請受付期間終了後の差し替え及び再提出は認めません。

オ 申請者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格となるとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講ずることがあります。

カ 申請者は、書類の提出をもって本募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

キ 提出書類は返却しません。

ク 提出書類は、阿南市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(5) 申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（様式8）を提出してください。

9 事業者の審査

事業者の審査は、別に定める「審査基準」に基づき、一次審査及び二次審査により行います。一次審査は事務局による書類確認とし、二次審査は「阿南第一中学校区エリア（宝田・長生地区）認定こども園整備・運営事業者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）による書類審査及びプレゼンテーションとします。

検討委員会は、審査及び評価の結果に基づき上位事業者を選定し、市長は、これを踏まえて事業者を決定します。

応募が1事業者の場合においても、一次審査及び二次審査を実施します。

なお、応募の数にかかわらず、審査の結果、該当する事業者なしとする場合があります。

(1) 一次審査では、応募資格（税の納付状況を含む。）及び提出書類の不備の有無を事務局で確認し、適格者のみ二次審査へ進みます。提出書類による評価は、行いません。

※一次審査の結果は、すべての事業者にも文書で通知します。

(2) 二次審査では、一次審査を通過した事業者を対象として、企画提案書等に基づいてプレゼンテーション（映像等を用いての実施可）を行います。

(3) 審査の必要に応じて、事業者が運営している認定こども園等の現地調査を行うことがあります。

(4) プレゼンテーション予定時期等

① 予定時期 令和8年11月下旬～12月上旬

② 予定場所 阿南市役所

③ 内 容 プレゼンテーション会場への入場は法人代表者及び園長（予定者）を含んだ3人までとし、時間は30分以内とします。

プレゼンテーション実施終了後、約30分の質疑応答時間を設けます。

順番は申請書類の到着順とします。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に関し、映像等を用いて説明するものとします。

※ 詳細については、二次審査の該当者に案内いたします。

④ 審査結果 二次審査結果の公表は、令和8年12月下旬を予定しており、すべての二次審査参加者に文書で通知します。

※注意事項

- ※1 検討委員会の審査会は非公開とします。
- ※2 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ※3 選定結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受付いたしません。

10 スケジュール（予定）

時期（期日）	内容
令和8年10月13日（火）～11月13日（金）	募集要項の配布（ホームページ掲載）
令和8年10月13日（火）～10月23日（金）	質問事項の受付 （持参、FAX、メールで受付）
令和8年10月30日（金）までに回答	質問事項の回答（ホームページに公表）
令和8年11月2日（月）～11月13日（金）	応募書類の受付（郵送及び持参のみ受付）
令和8年11月中旬	書類確認（一次審査）
令和8年11月下旬～12月上旬	書類・プレゼンテーション審査（二次審査）
令和8年12月下旬	事業者の決定・通知・公表
令和9年度（又は令和10年度）	事業者による認定こども園建設着工
令和10年9月上旬	認定こども園設置認可申請書提出
令和11年4月1日	事業者による認定こども園運営開始

11 事務局

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3
 阿南市保健福祉部福祉事務所
 こども未来局こども保育課
 TEL 0884-22-1593
 FAX 0884-23-4200
 電子メール hoiku@anan.i-tokushima.jp